

岡監発第86号

令和7年11月10日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県監査委員 荒島俊造

岡山県監査委員 渡辺知典

岡山県監査委員 横尾俊之

岡山県監査委員 飛山美保

令和6年度岡山県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和6年度岡山県内部統制評価報告書について、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度 岡山県内部統制評価報告書審査意見書

第1 監査等の種類

内部統制評価報告書の審査

第2 審査の対象

令和6年度岡山県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第3 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、岡山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものとする。

（1）評価手続の適否

- ・評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・評価対象事務について不足なく評価されているか。
- ・評価項目に対応する内部統制の整備・運用状況が適切に把握されているか。
- ・評価が形骸化していないか。

（2）評価結果の適否

- ・把握すべき不備に漏れはないか。
- ・把握した不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- ・把握された整備上の重大な不備は評価基準日までに正しく是正されているか。
- ・評価結果において、不備として把握されていないもので整備上及び運用上の重大な不備に該当するものはないか。

第4 審査の実施内容

評価報告書について、岡山県知事から報告を受け、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当であると認められる。

第6 備考

- 審査意見は上記のとおりであるが、令和6年度においても、運用上の重大な不備が発生している。指定管理施設である岡山セラミックスセンターの事案は、職員駐車場使用料を県庁担当課職員の認識不足により1年間徴収していなかったもので、組織として適時適切な対応ができておらず、残念ながら本県において内部統制が十分に機能しているとは言い難い。このほかにも、評価対象期間外の令和5年度に運用上の重大な不備が発生しており、内部統制制度の運用の徹底と更なる充実強化に取り組んでいただきたい。
- 本県では制度の対象事務を財務に限定し、それ以外の事務に係る不適切事案はリスク報告の対象外としているため、事案の本質を捉えたものとは言い難いリスクの識別が見られる。例えば、付記事項に記載の運転免許センターの事案は、公用物品である試験車両等の私的利用をリスクと認めているが、職員の倫理感の欠如による行為そのものをリスクと捉えた方が、より自然で分かりやすく、再発防止に向けた取組を組織全体に広げることに資するものと考える。
については、服務規律や法令遵守に反する重大な事案も制度の対象とすることを検討していただきたい。
- 付記事項に記載の岡山支援学校の事案は、上司の決裁を受けずに契約や支出の事務を行っていたもので、職場において適切な指示ができていなかつたこと等が原因で発生したものと評価しているが、このほかにも、令和6年度に高等学校で発生した、授業料の収入事務を半年以上放置し、また、減免事務を怠り生徒から過大に収入していたこと等の不適切事案も、職場環境が原因の一つと認められる。いずれも、組織の中に相談や報告がしやすい体制が整っていれば、防止あるいは早めの把握ができたものと思われる。
各所属においては、報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場環境づくりに、より一層取り組むとともに、推進部局においては、活用しやすい形のリスク情報の提供やチェックリストの随時の見直しなど、柔軟かつ機動的な制度の運用に努めていただきたい。